

# 民主化闘争情報

No. 910  
2014年10月9日  
発行 日本鉄道労働組合連合会  
(JR連合)

10月3日、最高裁判所は、浦和電車区事件で懲戒解雇処分の発令を受けた元社員ら6名の地位確認等請求の民事裁判において、上告を棄却した。

## 浦和電車区地位確認民事訴訟で最高裁が上告棄却！ 組合員不在の「美世志会」運動の終焉！

浦和電車区事件を巡る裁判において、刑事事件は、平成24年2月に最高裁判所は、被告らの上告を棄却し、加害者である7名全員を有罪とする判決が確定している。懲戒解雇処分が無効であるとして、雇用契約上の地位を有することの確認と解雇された日以降の賃金相当額の支払いを求め提訴した民事裁判も、元社員らの請求の一切を棄却する判決が下された。組合員不在の「美世志会」運動はついに終焉の時を迎える。

JR総連やJR東労組はこれまで、刑事裁判で有罪が確定している者を組合専従として雇用し続けている。懲戒解雇の正当性が確定した本裁判以降も果たして貴重な組合費を使って雇い続けるのであろうか！？

## JR東日本は富田社長名で見解を表明！

最高裁の判決を受け、10月7日、JR東日本は富田社長名で「社員の皆さんへ」を発し、会社の懲戒解雇処分の正当性が認められた上で、二度と不幸な事件が起きることがないように、職場規律の重要性について真摯に考えるよう呼びかけている。

社員の皆さんへ（一部抜粋）

いわゆる浦和電車区事件において、最高裁に係属していた地位確認等請求事件について、東京高裁に続き、元社員らの請求が棄却され、会社の懲戒解雇処分の正当性が全面的に認められ、事件は最終的に会社勝訴で確定しました。本件は、職場内において、元社員らが同僚社員に対して強要罪となる言動を繰り返し、その業務遂行を妨げ、職場秩序を著しく乱し、会社の信用を著しく失墜させたことが、社員として極めて不都合な所為であることから、会社は、既に退職していた1名を除く元社員ら6名に対し、就業規則に基づき懲戒解雇処分を発令したところ、その懲戒処分を不当として元社員らが提訴し、その効力を争っていたものです。（中略）JR東日本が全社を挙げて取り組んでいる「安全」の確保と「良質な輸送サービス」の提供は、社員が安心して働くことのできる平穏な職場環境があってはじめて実現するものです。その意味で、会社としては、二度とこのような不幸な事件が起きることのないよう「職場規律の確保」に最大限、力を尽くしていきます。社員の皆さんも、この機会に、職場規律の重要性について、改めて真摯に考えてほしいと思います。

社長 富田哲郎

JR総連・東労組の皆さん

安心できる職場の構築にむけてJR連合に結集しよう！